

社会保障審議会障害者部会	
第 54 回 (H25.12.26)	資料 3 - 2

障害福祉サービス等報酬に関する消費税の取扱い等について（案）

平成 26 年 4 月に予定されている消費税率 8 %への引上げに係る障害福祉サービス等報酬における対応は、医療・介護の対応を踏まえ、以下の基本方針のとおりとする。

基本方針

1 障害福祉サービス等報酬による対応について

(1) 基本的な考え方

障害福祉サービス等報酬への上乗せの具体的な方法について、基本報酬単位数への上乗せを基本としつつ、消費税負担が相当程度見込まれる加算があれば、それらにも上乗せを行う。

なお、具体的な算出に当たっては、直近データである「平成 23 年度障害福祉サービス等経営実態調査」の結果等により、施設・事業所の課税割合を適切に把握した上で、消費税率引上げに伴う影響分について必要な手当てを行う。

(2) 基本報酬単位数への上乗せ

基本報酬単位数への上乗せ率については、人件費、その他の非課税品目を除いた課税費用率を算出し、これに税率引上げ分を乗ずることにより基本報酬単位数への上乗せ率を算出する。

(3) 加算の取扱い

基本報酬単位数の割合で設定されている加算については、基本報酬単位数への上乗せで手当てされることから、上乗せ対応は行わない。

それ以外の障害福祉サービス等報酬に係る加算については、

- ・加算内容に占める課税費用の割合が軽微であると想定される、
- ・もとの単位数の設定が小さく、上乘せ率を乗じても、上乘せ単位数が1単位数に満たない

などの理由により、個々の加算単位数への上乗せが困難である。

そのため、障害福祉サービス等報酬に係る加算への消費税対応について、基本報酬単位数への上乗せに際し、これらの加算に係る消費税負担分も含めて上乘せ対応を行う。

加算に影響する消費税相当分を加算部分ではなく、基本部分に上乘せする。

新報酬単位数

= { [基本報酬単位上乘せ率] + [加算に係る上乘せ率] } × 現行報酬単位数

2 その他

障害福祉サービス等事業所における設備等の高額投資への対応については、医療・介護との並びで高額投資に対する別建ての対応はしない。

国庫負担基準については、報酬単価の改定に連動して改定を行う。

補足給付における基準費用額については、平均的な費用の額等を勘案して定められるものであり、同様の制度である介護保険サービスにおいて実態調査を行った結果、見直しを要するほど現行の基準費用額と消費税率引上げの影響を加味した調査結果後の額に差が生じていないことから、介護と同様に基準費用額については据え置くこととする。